

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成20年3月11日

午後2時09分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、音喜多議員、2番、堀議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会の報告を行います。  
第4回議会運営委員会を本日午前9時半より開催をいたしました。議件についてありますが、追加議案第45号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算、この2件が追加議案として提案されます。審査方法については、いずれも本会議において審査することとなりました。  
以上、報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算から議案第19号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を再び一括議題といたします。  
本9件の審査については、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めたところ、今般審査結果が委員長からなされております。  
委員長からの報告を求めます。  
9番、補正予算審査特別委員会、菊池委員長。
- 菊池委員長 審査報告をいたします。  
平成19年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算など、9件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、

慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第11号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成19年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成19年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成19年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成19年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成19年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成19年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第45号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました議案第45号 厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例は、精神障害者が入院による治療に要した治療費の自己負担に要する額の3割を助成し、負担の軽減を行うことで疾病の早期治療を促進するとともに、精神障害者の健康保持と早期社会復帰に寄与する目的で、昭和54年10月1日に施行されております。

当時、精神障害者に対する医療費の助成につきましては、釧路地区精神障害者を守る連合会が各町村及び町村会への陳情の結果、管内の町村が統一して助成制度を創設したものでございます。

今般、本条例の内容を精査する過程におきまして、平成19年4月1日施行の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による第2条の改正で医療法の一部改正が行われ、既に本条例中の引用条番号に変更が生じていたこと、及び本条例規定内で引用の厚岸町老人医療費の助成に関する条例が平成16年8月1日施行の一部改正において、平成20年3月31日限りに、その効力を失うと附則が設けられ、今年度末で制度が廃止となるため、急ぎ本条例の一部改正を要することとなりました。

あわせて、本条例の現行制度の適用内容や目的等の精査を行った結果、たび重なる医療制度の改正などで他の条例による医療費の助成制度の対象者が現在では課税状況により自己負担があっても、本条例現行の規定では一律に対象者から除外される内容となっており、助成を受けられる方と受けられない方との整合性が図れない状況で、公平感を大きく損なうおそれも生じることから、制度の目的や現在の運用状況に合った規定の見直しを含め、本案を提出するものでございます。

なお、事務作業のおくれから追加提案となりましたことを深くお詫び申し上げます。

具体的改正内容の説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案第45号説明資料、厚岸町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表により説明を申し上げます。

初めに、第2条第2号の改正では、大きく変更となりますのは、3行目後段から4行、5行目の医療法の一部改正による本条例で引用の診療科名に関する各条番号を第70条第1項から第6条の6第1項に改める内容と、同法における医療機関として規定の病院のほかには診療所を加え、全体としての文言の整理を行おうとするものです。

次に、第3条と第4条の改正が関連します。第3条では、対象者を医療保険の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ町内に住所を有する精神障害者と表現を簡略化し、さらに除外するものとして、ただし書きにより第1号から第5号までに規定しておりますうちの第1号、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定で費用の全部を支弁される方、及び第2号の生活保護を受けている方以外の第3号から第5号の各医療費の助成制度を受ける方を一律除外する内容を削除して、次の第4条の助成額の改正規定において、新たに給付や助成を受けた額を控除する内容を加えることで、法令や条例の各種制度における助成を受けた後において、自己負担が生じる場合には、その負担額や負担割合にかかわらず、実際に対象者が負担する額の3割を助成できる規定に改める内容でございます。

なお、今回の改正は、規定条文を現在の運用内容との整合性を図る内容であります。今回の改正で影響を及ぼすことはないものでございます。

それでは、追加議案書の2ページ目をお開きください。

附則でございます。この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今お聞きしていて、ちょっと聞き漏らしたところがあったので、確認の意味でお聞きしますが、いろいろな医療制度や法律が変わってきて、現行の条例では整合性が保てないようなところが出てきたので、それを合わせましたと、こういう話ですよ。

それで、ちょっと最後のくだりだったんですが、これを例えば整合性がとれなくなった何年か前にやらないで、今まである程度そこに時間的なずれが出たわけですよ。そのことによって、実際に何というんですか、もっと早くしてくれれば、救済してもらえたのになんていうような実態上の違いというのは出なかったような今お話だったんですが、そのこのところを確認しておきたい。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 時間のなかで調べた中では、5年間さかのぼった中では、こ

の規定に該当して除外される方はいなかったということでした。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第46号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第46号の提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページでございます。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算（9回目）。

平成19年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,307万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では1款1項、歳出では2款2項において、それぞれ38万7,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

11款1項1目1節地方交付税38万7,000円、特別交付税の増額でございます。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

5款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費3万8,000円の増、地域水産物供給

基盤整備事業、床潭漁港の負担金でありまして、事業確定に伴う町費負担分の増でございます。

9款教育費、6項保健体育費、4目学校給食費34万9,000円の増、学校給食センター事業でありまして、去る3月1日、水道給水栓の破損が発見されたことによる当該施設修理費の計上でございます。

以上、2件の歳出増額補正でございますが、いずれも先ほど議決をいただきました第8回目の補正予算に盛り込めなかった事案の追加補正でございます。

以上をもちまして、議案第46号の説明を終わらせていただきます。大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより歳入歳出一括の質疑を行います。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時31分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年3月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員